

(趣旨)

第1条 この要綱は、重度又は中度の障害を有する者（以下「障害者」という。）にタクシーの乗車券を交付し、外出に際しての経済的負担を軽減するとともに、外出機会及び活動範囲を広め、もって障害者福祉の増進を図るため、当該タクシー乗車券の交付事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 事業の対象者は、市内に住所を有し、次に掲げる各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者であって、障害の程度が1級、2級、3級又は4級の者
- (2) 知的障害者に対する療育手帳交付の実施について（昭和49年福祉第308号広島県民生部長通知）の規定による療育手帳の交付を受けている者であって、障害の程度が、A又はの者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であって、障害の程度が1級又は2級の者

(事業の委託)

第3条 市長は、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等に事業を委託することができる。

(事業内容)

第4条 市長は、1枚当たり300円相当額のタクシー乗車券（以下「乗車券」という。）を、1会計年度当たり次の各号に掲げるとおり交付するものとする。

- (1) 4月1日において、第2条に定める対象要件に該当する者は、72枚とする。
- (2) 4月1日以降において、新たに第2条に定める対象要件に該当する者は、当該要件を満たす身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（以下「障害者手帳」という。）の交付日又は転入日に応じ、次の表に掲げるとおりとする。

障害者手帳交付日又は転入日	交付枚数
4月1日から4月30日まで	72枚
5月1日から5月31日まで	66枚
6月1日から6月30日まで	60枚
7月1日から7月31日まで	54枚
8月1日から8月31日まで	48枚
9月1日から9月30日まで	42枚
10月1日から10月31日まで	36枚
11月1日から11月30日まで	30枚
12月1日から12月31日まで	24枚
1月4日から1月31日まで	18枚
2月1日から2月末日まで	12枚
3月1日から3月31日まで	6枚

(交付手続等)

第5条 乗車券の交付を受けようとする者は、交付申請書(様式第1号)に障害者手帳を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に定める申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、乗車券を当該申請者に交付する。

(協力機関)

第6条 事業は、タクシー事業を営む法人及び個人のうち、事業の趣旨に賛同し、協力する会社等(以下「協力機関」という。)に依頼して実施するものとする。

(利用)

第7条 乗車券の交付を受けた者(以下「利用対象者」という。)が乗車券を利用しようとするときは、協力機関に、直接、申し込むものとする。

2 乗車券は、1回の乗車につき複数枚利用をすることができる。ただし、300円未満の端数に係るタクシー料金については利用することができない。

3 利用対象者は、降車の際に乗務員に障害者手帳を提示し、乗車券を提出するとともに、乗車料金から乗車券による助成額を控除した額を支払うものとする。

(不正利用の禁止)

第8条 利用対象者は、乗車券を不正に利用し、又は他人に譲渡してはならない。

2 市長は、利用対象者が偽りその他不正な手段により乗車券の交付を受けたとき又は第三者に利用させ、若しくは譲渡したときは、当該利用対象者に乗車券を返還させ、又は既に利用した乗車券に相当する額を返還させることができる。

(協力機関の事務)

第9条 協力機関は、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 運転者は、利用対象者から受領した乗車券を協力機関の事務所に提出するものとする。

(2) 協力機関は、受領した乗車券を1か月ごとに取りまとめ、所定の請求書に乗車券を添えて市長に提出するものとする。

(乗車料金の精算)

第10条 市長は、協力機関から提出された請求書及び乗車券を確認し、乗車券1枚につき300円を支払うものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この告示は、平成17年3月31日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

(以下 略)